

## 消防職員の団結権のあり方に関する検討会ワーキンググループとしての考え方

- 1 検討に当たって
- 2 これまでの経緯と検討の視点
  - (1) 消防職員の団結権問題に関するこれまでの議論の経緯
  - (2) 検討の視点
- 3 2で示した視点に係る検討
  - (1) 消防と警察との関係について
  - (2) 団結権の回復に伴う懸念事項について
- 4 団結権回復のあり方
  - (1) 団結権を回復する場合のパターンについて
  - (2) パターンごとの考え方
  - (3) 関連する制度上の論点について
  - (4) 団結権回復に代えて消防職員委員会制度を改善することについて
- 5 制度化する場合に留意する事項
  - (1) 適切な制度の運用
  - (2) 公務員制度改革との関連
  - (3) 円滑な制度実施に向けた配慮
  - (4) その他の留意事項
- 6 消防職員の団結権についての方向性

## 1 検討に当たって

- 「消防職員の団結権のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）」では、消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と、国民の安心・安全の確保の観点から、検討を重ねてきた。
- 検討会では、平成22年1月22日に第1回の検討会を開催して以来、これまで7回の検討を行い、この間、消防本部における現地視察及び消防職員との意見交換や、地方公共団体の当局や労働団体など10の関係団体に対するヒアリングも行った（これまでの検討会における主な意見は、別添資料1のとおり。）。
- こうした中で第7回検討会において、専門的かつ第三者的立場から検討を行うためのワーキンググループを設置することとされた。
- 本ワーキンググループに与えられた課題は、第7回検討会で提示された「主要な論点」（別添資料2）に沿って考え方を整理していくことであり、これまでの経緯や検討会における議論も踏まえて検討を行うこととする。

## 2 これまでの経緯と検討の視点

### （1）消防職員の団結権問題に関するこれまでの議論の経緯

- 日本の消防職員の団結権のあり方については、これまで国内外で長年議論されてきた（別添資料3参照）。その概略は以下のとおりである。
- 日本国憲法第28条は、公務員を含む「勤労者」に団結権、団体交渉権及び団体行動権を保障している。一方で、この労働基本権は憲法第13条の規定の趣旨に照らして「国民全体の共同利益の見地からする制約を免れないもの」（全農林警職法事件判決（最大判昭和48年））と解されており、公務員は、「全体の奉仕者」（憲法第15条第2項）としての地位の特殊性と職務の公共性を有すること、また、「財政民主主義に表れている議会制民主主義の原則により、その勤務条件の決定に関し国会又は地方議会の直接、間接の判断を待たざるをえない特殊な地位」（全逓名古屋中郵事件判決（最大判昭和52年））にあること（憲法第41条、第83条等）等を踏まえて、公務員法制上、その労働基本権に一定の制限が設けられている。
- 日本の消防職員の団結権は、昭和21年に施行された戦後初の労働立法である旧労働組合法に禁止規定が設けられて以来、昭和26年に施行された地方公務員法にも禁止規定が引き継がれるなど、一貫して認められていない。
- 結社の自由及び団結権の保護に関する条約（ILO第87号条約）第9条第1項では、「この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める」とされている。
- 日本政府は、ILO結社の自由委員会における、日本の消防職員は「警察及び警察と同視すべき若干の職務」と見なす旨の見解を踏まえ、また国内的にも、労働問題懇談会条約小委員会における我が国の消防の作用は、ILO第87号条約にいう「警察に包含される」旨の報告を踏まえて、昭和40年にILO第87号条約を批准した。
- しかしながら、昭和48年、ILO条約勧告適用専門家委員会から消防職員の職務が軍隊及び警察に関するILO第87号条約第9条に基づいて「この種の労働者を除外することを正当化するような性質のものであるとは考えない」「政府がこの種の労働

働者についても団結権が認められるよう適切な措置をとることを希望する」旨の意見が出され、以後、同様の指摘が続けられてきた（昭和52年、平成元年、平成5年）。

- こうした中で、旧自治省（総務省）と全日本自治団体労働組合の間では、定期的に協議が行われてきた。その協議の結果に基づき、平成8年には消防職員委員会制度が導入され、ILO基準適用委員会において「満足をもって歓迎」する旨の報告が行われている。また、平成17年には意見とりまとめ者の設置など消防職員委員会制度の改善が行われており、ILO結社の自由委員会において「興味を持って歓迎する」旨の報告が行われている。
- その一方で、公務員制度改革と関連して、平成14年にはILO結社の自由委員会において、消防職員への団結権の付与について「全ての関係者と十分、率直かつ有意義な協議が速やかに行われるよう強く勧告」する旨の報告が行われ、それ以降、同様の報告が繰り返し行われているところである（平成15年、平成18年、平成20年、平成21年、平成22年）。

## （2）検討の視点

- これまでの政府の見解や検討会での議論を踏まえると、消防職員の団結権が認められていない理由については、以下の2点に大別できる。
  - ① 日本の消防は、ILO第87号条約により団結権のあり方を国内法令で定めることができることとされている警察と同様の使命・任務を持っていると考えられてきたこと
  - ② 消防職員の団結権を回復（※）することにより、以下のような課題・懸念が生じるのではないかと考えられてきたこと
    - ・ 職員間の対抗関係を生じさせることになり、指揮命令系統や、部隊内の信頼関係に影響を与えるのではないか。
    - ・ 住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかという観点から、地域住民との信頼関係に影響を与えるのではないか。
    - ・ 消防職員が自らの権利を主張することにより、消防団との連携や信頼関係に影響を与えるのではないか。
- 本検討会設置以前の議論では、①の面からは、消防は警察と同様の使命・任務を持っているとの主張の一方、消防と警察の具体的な活動内容等の違いについての検討を行ってこなかったのではないかと考えられる。
- また、②の面からは、こうした懸念について、団結権を回復する場合の具体的な制度のあり方についての検討を行ってこなかったのではないかと考えられる。
- そこで、本ワーキンググループでは、こうした問題意識のもとで、検討を試みることにする。

（※）以下の検討においては、団結権は憲法28条によって本来勤労者に保障される権利であるとの視点から、消防職員の団結権について「回復」という表現を用いている。

## 3 2で示した視点に係る検討

### （1）消防と警察との関係について

(整理する事項)

- 消防職員の団結権を検討する際には、同じ根拠条文(地方公務員法第52条第5項)によって団結権が認められていない警察職員との関係について、改めて整理を行う必要がある。
- 警察職員の団結権の是非等については、本検討会における検討の範疇ではないが、これまで消防職員に団結権が認められていない理由として、日本の消防は警察と同様の使命・任務を有することとされてきたことを踏まえて検討を行う必要がある。  
このため、ここでは、消防職員の団結権のあり方は、警察職員と併せて検討する必要があるのか、あるいは、消防職員についてのみ団結権のあり方を検討することができるのかについて、一定の整理を行う。

(消防と警察の共通点について)

- 日本の消防と警察は、「国民の生命、身体及び財産の保護」や「公共の秩序の維持」という同様の目的をもち、お互いに補完しあう関係にある。
- すなわち、消防の目的は、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」(消防法第1条)であり、警察の目的は、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」(警察法第1条)ことである。こうした同様の目的をもっていることから、「国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力」(消防組織法第42条)することにより、お互いに補完しあうこととされている。
- また、消防職員及び警察職員は、その職責上、国民の生命、財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務を負うものであり、これらの職員の組織が一糸乱れず任務を達成するためには、とりわけ厳しい服務規律を維持することが必要であるといった点も共通している。
- こうした視点からすれば、日本の消防は、直ちに警察と性質が異なるものとは言えないと考えられる。

(消防と警察の相違点について)

- 一方で、消防と警察は、「国民の生命、身体及び財産の保護」や「公共の秩序の維持」といった目的は同様であるが、それを達成するための具体的な活動内容等については、相違点もある。
- 警察が、「公共の安全と秩序の維持」のため、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」(警察法第2条)といった、個人(特に犯罪を犯した者)の身体等に対する直接的な強制力を行使することを活動内容としている点は、消防とは大きく異なるのではないかと考えられる。警察には、こうした活動のため、逮捕権をはじめとする捜査のために必要な様々な権限が認められているほか、警察官職務執行法第7条において、必要と認められる範囲で、武器を使用する権限も認められている。  
他方で、消防は、火災をはじめとした災害等から国民を守ることが主な活動内容と

なっており、そうした活動を通じて、公共の秩序の維持という目的を達成する。

- また、国の公安に係る騒乱、災害、重大なテロ等の緊急の事態の際には、国家社会全体の安全と存立に関する問題として、国がその事態の收拾について直接にその責任を負う必要がある。このため、警察庁長官は、「警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する」（警察法第16条第2項）こととされているほかに、緊急事態に際して治安維持のため特に必要があるときには、警察法第6章の規定に基づき、緊急事態の布告を発して内閣総理大臣が直接に警察組織を統制することもできる。警察は、このような責務を有する組織であると位置付けられている点が、消防とは異なると言えるのではないかと考えられる。

（消防職員のみ団結権のあり方を検討することについて）

- 消防と警察のこのような相違点を念頭に置きつつ、本ワーキンググループにおいては、労働基本権を最大限尊重する立場から、我が国の立法政策として、消防職員の団結権のあり方のみを検討する余地があるのではないかと考える。
- なお、消防職員について団結権のあり方を検討するとした場合においても、消防には、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が必要であることに変わりなく、団結権を回復することで、上司と部下との間に対抗関係を生じさせることになり、上命下服の服務規律を維持することが困難になるのではないかといった課題や懸念事項に十分配慮することが必要である。

## （2）団結権の回復に伴う懸念事項について

- ここではまず、検討会でも指摘のあった、消防職員に団結権が認められている事例として、①諸外国の状況及び②本土復帰前の沖縄の状況について、検証を行う。

（諸外国の状況）

- 今回の検討にあたり、事務局において、諸外国の消防行政の概要及び職業的消防職員の労働基本権の状況等について調査を行った。外務省国際協力局を通じ各国の在外公館へ調査訓令を発出し、21カ国22地域に対し調査を行った（調査の結果については、別添資料4参照）。
- その結果、消防職員に団結権が認められていない国は、調査対象国中、ブラジル、韓国、タイの3カ国であった。なお、ブラジルについては、消防職員は軍人であるため団結権が認められていないとの回答であり、また、韓国及びタイについては、そもそもILO第87号条約を批准していない。  
その他、フランスでは、消防職員に、団結権が認められているが、パリ市及び周辺3県、マルセイユ市においては、軍隊が消防事務を担っており、軍人である消防職員には団結権が認められていないという状況にある。
- また、ベルギー、イギリス、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカ（ニューヨーク州）及びメキシコ（メキシコ市）においては、消防職員がストライキを行った事例も報告された。その際には、軍隊やストライキに参加しなかった消防職員等により消防業務が実施された等の報告を受けており、重大な支障を生じたといった内

容の報告はなかった。

(本土復帰前の沖縄の状況)

- 第3回検討会の関係団体のヒアリングにおいて、消防職員に団結権が認められていた事例として、本土復帰（昭和47年）以前のアメリカ軍施政統治下の沖縄について発言があり、本ワーキンググループにおいて、その状況について検証を行った。
- 沖縄においては、昭和25年の「消防隊に関する法」及び昭和37年の「消防組合法」により、消防に関する責任は市町村が有することとされており、消防職員は全て市町村職員であった。
- 当時、消防職員を含む市町村職員には、民間労働者と同じ労働法制が適用されていたため、団結権、団体交渉権、争議権が認められていた。

※ 琉球政府の公務員については、「琉球政府公務員法」により、協約締結権が認められず、ストライキが禁止されるなど、労働基本権が制限されていた。一方で、沖縄の市町村職員を対象とした市町村公務員法案については、琉球政府立法院に上程されて数回にわたって審議されたものの成立しなかったため、市町村職員は民間の労働法制が全面的に適用されることとなった。

- 当時の模様については、本土復帰前は消防職員も他の市町村職員と同じ労働組合に加入しており、他の市町村職員と一体となって、市長・助役・総務部長等の市当局と団体交渉を行っていたようであった。

なお、ストライキも毎年のように発生していたが、消防職員については、非番員のみが参加するなど、消防活動に支障が生じないようにしていたようであった。

(団結権の回復に伴う懸念事項について)

- 諸外国の状況や本土復帰前の沖縄の状況を見る限りにおいては、団結権が認められていることにより消防業務に現実に支障が生じているかどうかまでは、確認することはできなかった。
- そこで、より議論を深めるために、団結権を回復する場合の制度のあり方について、4において具体的なパターンをあげて検討する。
- なお、諸外国や本土復帰前の沖縄においては、消防職員が争議権を有している事例も見られるところであり、検討会においても、団結権の回復に伴う懸念事項に関連して、消防職員のストライキについての議論が行われた。

検討会においては、消防職員がストライキを行うことにより、住民生活の安心・安全が脅かされるおそれがあることから、消防職員に争議権は認められるべきではないとのコンセンサスが得られたところであり、以下においては、争議権は検討の対象から外している。

## 4 団結権回復のあり方

### (1) 団結権を回復する場合のパターンについて

- ここでは、団結権を回復する場合の制度のあり方について、「主要な論点」でも指摘されていたとおり、当局との交渉のあり方についてどう考えるのかという点も含めた検討を行う。

- 検討会における議論の過程において、団結権の回復のあり方を巡って、様々な意見・イメージが各委員から示された。これらの意見を参考としつつ、「主要な論点」で示したケースを踏まえて団結権を回復する場合のパターンを整理すれば、大きく次の3つに集約されるものと考えられる。

**【パターンA】** 団結権を回復し、一般行政職員（※）と同様に当局との交渉を行う。

**【パターンB】** 団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築する。

**【パターンC】** 団結権を回復し、当局との交渉も協議も行わない。

（※）一般職に属する非現業の地方公務員のうち、消防職員及び警察職員を除く職員をいう。以下同じ。

- ワーキンググループでは、検討会での議論も踏まえてさらに検討を進め、パターンA及びパターンBについては、以下のとおり、それぞれさらに2つに分けて考えることとした。
  - ・ パターンAについては、当局との交渉を行う際に、一般行政職員と全く同じ制度とする考え方【パターンA-1】と、消防職員には何らかの法律上の特例を設ける考え方【パターンA-2】に分類する。
  - ・ パターンBでは、当局との交渉に至らないかたちで職員側の委員と当局側の委員とが集まり協議する仕組みについて検討したが、職員側の委員の選任方法について、職員の団体が直接指名する考え方【パターンB-1】と、職員の団体の推薦に基づき当局側が指名する考え方【パターンB-2】とに分類する。
- そこで、以下、各パターンを相互に比較するかたちで、考えられる検討課題等について、具体的な検討を行うこととする。ここでの検討課題等は、それぞれの制度の具体的なあり方を検討していく場合に考えられるものについて、制度論にとどまらず、実態面・運用面において考えられるものまで含めて幅広く抽出したものである。

## （2）パターンごとの考え方

**【パターンA-1】** 団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行う。  
（消防職員も一般行政職員と全く同じ制度とする。）

### 1 制度の概要

- 地方公務員法第52条第5項を改正（「及び消防職員」を削る。）し、消防職員による職員団体の結成又は加入を認める。
- 消防職員の結成又は加入する職員団体は、地方公務員法第55条に規定されたルールに基づき、当局と交渉することができる。

<地方公務員法第55条に規定されたルールの例>

- ・ 交渉事項は職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等であり、管理運営事項は対象とならない。
- ・ 交渉は、職員団体が役員の中から指名する者と当局の指名する者の間で行う。
- ・ 当事者間であらかじめ議題・時間・場所等を取り決める（予備交渉）。
- ・ 適法な交渉を勤務時間内に行うことができる。
- ・ 地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することになったとき等には、交渉を打ち切ることができる。

- ・職員団体は、当局と書面による協定を結ぶことができ、当該協定は、双方が誠意と責任をもって履行しなければならない。 等

## 2 制度の趣旨

- 消防職員の団結権を回復し、一定のルールの下での交渉により職員の勤務条件の維持改善を図る。
- 一般行政職員において既に実施されている制度であり、運用に関する前例を参考にすることができる。

## 3 検討課題及びこれに対する対応策等

- 検討会で指摘されていた団結権の回復に伴う課題・懸念事項が顕在化するおそれがある。

### <懸念の例>

- ・職員間に対抗関係を生じさせることにより指揮命令系統や部隊内の信頼関係に影響を与えるおそれ
- ・住民の生命・財産を守るという消防の任務や地域住民・消防団との信頼関係に支障が出るおそれ
- これらの課題・懸念については、消防職員が職員団体を結成し、又は加入する場合の留意点について、現行法令を遵守し、適切な制度の運用を図るよう、通知等を発出することにより対応することが考えられる。

### <通知する内容の例>

#### (1) 指揮命令系統や部隊内の信頼関係に与える影響に対する対応策

- ・ 消防事務に関する指揮命令については、職員団体への加入の有無に関わらず、従わなければならない（消防組織法第14条 上司の指揮監督権）。

#### (2) 常時災害に対応できる消防体制を確保するための対応策

- ・ 法令により認められた場合を除き、勤務時間中は職員団体に関する活動を一切行うことはできない（地方公務員法第35条 職務専念義務）。
- ・ 休暇取得に当たっては、消防体制に影響のないようにしなければならない（労働基準法第39条 年次有休休暇の時季変更権）。

- 一般行政職員において既に実施されている制度を適用することとなることから、一般行政職員の職員団体の一部において問題とされている運営実態が、消防職員にも及ぶおそれがある。

### <職員団体の一部において問題とされている運営実態の例>

- ・ 「適法な交渉」以外に勤務時間内に有給で行われる職員団体の活動
- ・ 職務専念義務の免除に係る適切な手続を踏まないなどの労使間での不適正な労使慣行
- こうした懸念に対しては、一般行政職員も含めて、適切な制度の運用を図るべきであり、通知等により周知することで対応することが考えられる。

- 一般行政職員の当局との交渉のあり方については、協約締結権の付与も含めて公務員制度改革において検討されていることから、その検討結果により、消防職員に導入



される制度について、別途の検討が必要になる可能性がある。

→ このため、消防職員の団結権に係る制度の具体化は、公務員制度改革の内容を十分踏まえた上で、併せて検討することが適当である。

**【パターンA-2】団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行う。**  
(ただし、消防職員に法律上の特例を設ける)

## 1 制度の概要

- 地方公務員法第52条第5項を改正（「及び消防職員」を削る。）し、消防職員による職員団体の結成又は加入を認める。
- 消防職員の結成又は加入する職員団体は、地方公務員法第55条及び下記特例のルールに基づき当局と交渉することができる。
- 団結権の回復に伴う課題・懸念事項に対する対応策を、法律上の特例として規定する。

<法律上の特例として考えられる例>

(1) 指揮命令系統や部隊内の信頼関係に与える影響に対する対応策

→「災害時等においては、消防職員は上司の命令に従わなければならない。」

(2) 常時災害に対応できる消防体制を確保するための対応策

→「消防職員が交渉に参加する場合にあっては、災害に即時対応できる体制を確保する観点から、消防長の承認を得なければならない。」

## 2 制度の趣旨

- 消防職員の団結権を回復し、一定のルールの下での交渉により職員の勤務条件の維持改善を図る。
- パターンA-1と同様、一般職員において既に実施されている制度をもとにした制度であり、運用に関する前例を一定程度参考にすることができる。
- 団結権の回復に伴う課題・懸念事項について、対応策を法律上の特例として規定することにより軽減できるのではないかと考えられる。

## 3 検討課題及びこれに対する対応策

- 上記の法律上の特例については、基本的には現行法制度を的確に運用することで足りる事項ではないかと考えられる。

<法律上の特例として挙げた事項と、これに対応する現行地方公務員法等の規定>

(1) 「災害時等においては、消防職員は上司の命令に従わなければならない。」

地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、地方公務員法第35条「職務専念義務」、消防組織法第14条「上司の指揮監督」により対応可能。

(2)「消防職員が交渉に参加する場合にあっては、災害に即時対応できる体制を確保する観点から、消防長の承認を得なければならない。」

地方公務員法第55条第5項では、交渉の当事者は、あらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体が役員の中から指名した者と当局が指名した者とすることとされている。

- 「災害時の出動」といった消防職員にとっていわば当然の責務について法律により担保することは、かえって消防職員の士気に悪影響があるのではないかと考えられる。  
→ これに対して、地方公務員法等の関係法令の規定を適切に運用する（そのための通知を発出する）ことにより、団結権の回復に伴う課題・懸念事項に対応することとすると、結果的にパターンA-1との間に相違はないこととなる。
- パターンA-1同様、一般行政職員の職員団体の一部において問題とされている運営実態が、消防職員にも及ぶおそれがある。
- パターンA-1同様、公務員制度改革の検討結果によっては、消防職員に導入される制度について、別途の検討が必要になる可能性がある。

**【パターンB-1】 団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築する。**  
（委員の半数を当局が指名し、残りの半数について職員の団体が直接指名する）

## 1 制度の概要

- 現行法どおり、消防職員には、当局と交渉する団体の結成・加入を認めず、地方公務員法上の職員団体の対象外とする。
  - 別途、法律上、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする消防職員独自の団体（「消防職員団体（仮称）」）の結成について規定する。
  - 法律上、地方公務員法に規定する当局との交渉に至らないかたちで、消防職員団体（仮称）側の職員と地方公共団体の当局側の職員とが集まり協議する仕組み（「消防職員勤務条件委員会（仮称）」）について規定する。
- <「消防職員勤務条件委員会（仮称）」の一例（労働基準法第38条の4「労使委員会」を参考）>
- ・ 消防本部に、消防職員の勤務条件を調査審議するため、消防職員勤務条件委員会（仮称）を置く。
  - ・ 委員長は、消防長又は消防長に準ずる職にある消防職員のうちから消防長が指名する者とする。
  - ・ 委員の半数は消防長の指名委員、半数が消防職員団体（仮称）の指名委員（消防職員に限る。）とする。
  - ・ 審議事項は勤務条件のみ（管理運営事項は審議できない。）とする。
  - ・ 審議結果に基づき、消防長（又は市町村長）に意見を提出する。
  - ・ 委員会の議事については、職員に周知を図ることとする。

## 2 制度の趣旨

- 消防職員の団結権を回復し、一定の協議の仕組みにより職員の勤務条件の維持改善を図る。
- 新たな協議の仕組みの導入に当たっては、これまで実施してきた消防職員委員会の運用実績を参考にすることができるのではないかと考えられる。
- 労使が対立する「交渉」ではなく、労使が共同で構成する委員会の場で、勤務条件について協議する仕組みであるため、職員間の対抗関係が生じるとの懸念が生じないことが期待できるのではないかと考えられる。

### 3 検討課題及びこれに対する対応策

- 消防職員団体（仮称）が、市町村長や消防長に対して「要望書の手交」や「当局との話し合い」などを求めてきた場合に、「事実上の交渉」が行われるおそれがあるのではないかと考えられる。
  - このような事態に対応するため、「要望書の手交」や「当局との話し合い」などと称して、市町村長や消防長に対し、「事実上の交渉」を求めてきた場合には、消防職員勤務条件委員会（仮称）における協議を行うべきであり、この旨を法律上、確認的に規定するか。
- 委員を「当局側委員」と「消防職員団体（仮称）側委員」に分けて協議を行う以上、意見の対立等が生じることは避けられず、「職員間の対抗関係」について完全に払拭することができるとは言い難いのではないかと考えられる。
- 交渉に代わる「協議の仕組み」という新たな制度を導入することになることから、具体的な制度設計に当たっては、更なる検討を要する。

<検討を要する事項の例>

- ・ 消防職員団体（仮称）がない消防本部においても、消防職員勤務条件委員会（仮称）を設置することとするか。
- ・ 消防職員団体（仮称）が複数あるなどの場合に、消防職員団体（仮称）側委員の指名をどのように行うのか。
- ・ 消防職員勤務条件委員会（仮称）は、どのような手続きにより開催することとするか。 等

**【パターンB-2】 団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築する。**  
(委員は当局が任命し、その半数については職員の団体の推薦に基づくものとする)

#### 1 制度の概要

- 現行法どおり、消防職員には、当局と交渉する団体の結成・加入を認めず、地方公務員法上の職員団体の対象外とする。
- 別途、法律上、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする消防職員独自の団体（「消防職員団体（仮称）」）の結成について規定する。
- 法律上、地方公務員法に規定する当局との交渉に至らないかたちで、消防職員団体（仮称）側の職員と地方公共団体の当局側の職員とが集まり協議する仕組み（「消防職員勤務条件委員会（仮称）」）について規定する。

<「消防職員勤務条件委員会（仮称）」の一例(労働安全衛生法第18条「衛生委員会」を参考)>

- ・ 消防本部に、消防職員の勤務条件を調査審議するため、消防職員勤務条件委員会（仮称）を置く。
- ・ 委員長は、消防長又は消防長に準ずる職にある消防職員のうちから消防長が指名する者とする。
- ・ 委員の半数は消防長の指名委員、半数が消防職員団体（仮称）の推薦に基づき消防長が指名する委員（消防職員に限る。）とする。
- ・ 審議事項は勤務条件のみ（管理運営事項は審議できない。）とする。
- ・ 審議結果に基づき、消防長（又は市町村長）に意見を提出する。
- ・ 委員会の議事については、職員に周知を図ることとする。

## 2 制度の趣旨

- 消防職員の団結権を回復し、一定の協議の仕組みにより職員の勤務条件の維持改善を図る。
- 新たな協議の仕組みの導入に当たっては、これまで実施してきた消防職員委員会の運用実績を参考にすることができるのではないかと考えられる。
- 労使が対立する「交渉」ではなく、労使が共同で構成する委員会の場で、勤務条件について協議する仕組みであるため、職員間の対抗関係が生じるとの懸念が生じないことが期待できるのではないかと考えられる。

## 3 検討課題及びこれに対する対応策

- 消防職員団体（仮称）が、市町村長や消防長に対して「要望書の手交」や「当局との話し合い」などを求めてきた場合に、「事実上の交渉」が行われるおそれがあるのではないかと考えられる。
  - このような事態に対応するため、「要望書の手交」や「当局との話し合い」などと称して、市町村長や消防長に対し、事実上の交渉を求めてきた場合には、消防職員勤務条件委員会（仮称）における協議を行うべきであり、この旨を法律上、確認的に規定するか。
- 委員を「当局側委員」と「消防職員団体（仮称）側委員」に分けて協議を行う以上、意見の対立等が生じることは避けられず、「職員間の対抗関係」について完全に払拭することができるとは言い難いのではないかと考えられる。
- 交渉に代わる「協議の仕組み」という新たな制度を導入することになることから、具体的な制度設計に当たっては、更なる検討を要する。

<検討を要する事項の例>

- ・ 消防職員団体（仮称）がない消防本部においても、消防職員勤務条件委員会（仮称）を設置することとするか。
- ・ 消防職員団体（仮称）が複数あるなどの場合には、消防職員団体（仮称）側委員をそれぞれの団体の推薦に基づき当局が指名することとするか。
- ・ 消防職員勤務条件委員会（仮称）は、どのような手続きにより開催することとするか。 等

**【パターンC】団結権を回復し、当局との交渉も協議も行わない。**

## 1 制度の概要

- 現行法どおり、消防職員には、当局と交渉する団体の結成・加入を認めず、地方公務員法上の職員団体の対象外とする。
- 別途、法律上、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする消防職員独自の団体（「消防職員団体（仮称）」）の結成について規定する。
  - ・ 地方公務員法第56条を準用することにより、消防職員団体（仮称）の構成員であることや消防職員団体（仮称）のために正当な行為をしたこと等を理由として不利益な取扱いを受けることが禁止される。

- ・ 法人格付与法を改正することにより、消防職員団体（仮称）として法人格を取得することができることとする。

※ 当局との交渉を行うことは出来ないが、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする法律上の団体として、構成員の意見を取りまとめ、それを当局に対し、表明あるいは申出をすることができる。

## 2 制度の趣旨

- 「交渉」や「協議」を行わない以上、当局側と職員側の「対抗関係」が生じないことが期待できるのではないかと考えられる。
- 「交渉を行わない団体」であれば、現在でもいくつかの消防本部において法律に基づかない任意の団体として存在していることから、大きな混乱が生じないことが期待できるのではないかと考えられる。

## 3 検討課題

- 勤務条件の維持改善を図る手続を法律上制度化していないことから、消防職員団体（仮称）からの「話し合い」等の求めがあった場合に、当局側が何らかの対応を取ろうとすると、法律上のルールが適用されない「事実上の交渉」が行われることも想定され、無秩序な関係に陥ることが懸念される。
- 勤務条件の維持改善を図るという消防職員団体（仮称）を認める一方で、勤務条件の維持改善を図る手続を法律上制度化しないことは、適切な制度と言えるのか検討が必要なのではないかと考えられる。

### ※ 地方公務員法上の団結権の考え方について

- 「団結権を回復した」と整理することができれば、ILOとの関係では課題が解決される、と考えられるのであれば、現行法の「職員団体」の解釈を変更することにより団結権のみを認めることは可能か。  
→ これについては、①地方公務員法第52条第2項により、消防職員は同条第1項の「職員団体」の結成又は加入はできないこと、②地方公務員法第55条は、「職員団体」が交渉を行うことを前提とした条文となっていることから、解釈変更により団結権を認めるとすることは困難。

### 【5つのパターンの考え方のまとめ】

- 以上見てきたように、制度のあり方について、消防職員の現在の状況を基準として考えてみれば、現状に近いところから順に、①団結権のみ（パターンC）、②団結権＋協議の仕組み（パターンB-1及びB-2）、③団結権＋当局との交渉（パターンA-1及びA-2）の3つに分類することができる（別添図参照）。

（団結権のみの場合）

- パターンCを採用した場合、現行制度と比較すると、消防職員が、その勤務条件の維持改善を図るために、法律上明確に位置づけられた団体を結成できるようになるこ

とが大きく異なり、その法律上の効果としては、以下のような点が挙げられる。こうした法律上の効果は、他のパターンにおいても共通である。

- ・ 地方公務員法第56条を準用することにより、消防職員団体（仮称）の構成員であることや消防職員団体（仮称）のために正当な行為をしたこと等を理由として不利益な取扱いを受けることが禁止される。
  - ・ 法人格付与法を改正することにより、消防職員団体（仮称）として法人格を取得することができることとなる（その結果として団体自体が法律効果の帰属主体となることができる）。
  - ・ （制度設計の如何によっては）在籍専従が可能となる。
- 消防職員団体（仮称）は、勤務条件の維持改善を図る法律上の仕組みがないが、事実上の行為として勤務条件等に関する構成員の意見を取りまとめ、それを当局に対し、表明あるいは申出をすることはできる。

（団結権＋協議の仕組みの場合）

- 次に、パターンB-1又はB-2を採用した場合には、消防職員が結成又は参加する団体は、当局との交渉を行うことはできないものの、パターンCと比較すると、勤務条件の維持改善を図るための仕組みとして当局との交渉に代わる「協議の仕組み」を法制度上位置づけることが異なる。

（団結権＋当局との交渉の場合）

- さらに、パターンA-1又はA-2を採用した場合には、消防職員が結成又は参加する団体が、その勤務条件の維持改善を図るために、当局との交渉を行うことができるようになることが、他のパターンとは異なる。

### （3）関連する制度上の論点について

#### i) 団体の構成員について

- パターンB-1、パターンB-2及びパターンCを採用する場合には、消防職員は職員団体とは別の団体を結成することとなるため、一般行政職員と混在した団体の結成を行うことはできないこととなる。
- パターンA-2を採用する場合には、消防職員も一般行政職員と同様に、地方公務員法上の職員団体を結成することとなるため、原則として、一般行政職員と混在した団体の結成も可能であると考えられる。ただし、特例のあり方によっては、職員団体の活動を規制するかたちになるようなパターンも考えられ、このような場合には、消防職員は一般行政職員とは別の消防職員独自の団体のみを結成できる制度を導入することも考えられる。
- パターンA-1を採用する場合には、消防職員にも一般行政職員と全く同じ制度が適用されることとなるため、一般行政職員と混在した団体を結成することとなると考えられる。
- なお、団体の役員については、いずれのパターンを採用する場合であっても、ILO第87号条約第3条（「労働者団体は、・・・自由にその代表者を選び、・・・する権

利を有する。」)との関係で、制限を行うことは適切ではないと考えられる。

## ii) 消防職員委員会の取扱いについて

- パターンA-1、パターンA-2、パターンB-1及びパターンB-2を採用する場合には、消防職員が勤務条件の維持改善を図るための手続きが法律で制度化されている以上、消防職員委員会制度は廃止することが適当であると考えられる。
- パターンCを採用する場合には、勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体の結成を認める以上、消防職員委員会制度は廃止することが適当と考えられる。一方で、具体的に勤務条件の維持改善を図るための手続が法律上制度化されないことから、存置することも考えられる。  
ただし、消防職員委員会制度は、
  - ・ 被服・装備品や施設・設備など、いわゆる管理運営事項についても調査審議の対象となること
  - ・ 消防職員に団結権が認められていないことから実態に即した対応策として導入されたものであることについて留意する必要がある。

## iii) 在籍専従制度について

- パターンA-1及びパターンA-2を採用する場合には、一般行政職員と同じ制度を適用することとなり、最長7年（地方公務員法第55条の2第3項及び同法附則第20項）まで認めることとなると考えられる。  
ただし、その運用に当たっては、消防職員は、①緊急時の出動を前提とした職務に従事する職員であること、②長期にわたり本来職務から外れる場合には技能や体力の水準が低下するおそれがあること等について、十分留意する必要があると考えられる。
- パターンB-1、パターンB-2及びパターンCを採用する場合には、専従の職員を置く必要があるかどうかも含めて、検討を行う必要があるのではないかと考えられる。  
その検討に当たっては、上記①、②の視点に十分留意する必要がある。

## (4) 団結権回復に代えて消防職員委員会制度を改善することについて

- 検討会では、法律上団結権に関する規定を設けず、消防職員委員会制度を改善する方向で検討すべきとの意見もあった。
- この場合、消防組織法第17条を改正し、消防事務に消防職員の意見がより反映されやすい制度とすることが考えられるが、具体的な制度のあり方については、下記のような改善例が考えられる。

### <消防職員委員会制度の改善例>

- ・ 委員会の審議結果についての尊重義務を置く。  
「消防長は、消防職員委員会の意見の趣旨を尊重しなければならない。」

「消防長が消防職員委員会の意見の内容を実施しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。」

- ・ 市町村長に対する意見の提出制度を創設する。

「消防職員委員会の意見の内容が実施されない場合において、委員長が必要と認めるときは、消防職員委員会は、市町村長に意見を提出することができる。」

「市町村長は、消防職員委員会の意見の内容を実施しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。」

- この場合、消防職員の勤務条件の維持改善に消防職員の意見を反映させることが、これまで以上に期待できる一方で、長い経緯を持つ「消防職員の団結権問題」の解決につながらないのではないかと考えられる。

## 5 制度化する場合に留意する事項

- 消防職員の団結権を回復することになる場合には、4において検討したいずれのパターンを採用する場合であっても、その制度化にあたっては、以下の点に留意して検討を行う必要がある。

### (1) 適切な制度の運用

- 消防職員の団結権を回復する場合には、どの制度を選択する場合であっても、労使双方による適切な制度運用に向けた努力が不可欠である。
- 消防と地域住民との間の信頼関係を確保するためにも、制度の適切な運用は不可欠である。

### (2) 公務員制度改革との関連

- 消防職員の団結権に係る制度を具体化する場合には、一般行政職員の労働基本権に関する制度改革の内容を十分に踏まえた上で、併せて検討することが適当である。

### (3) 円滑な制度実施に向けた配慮

- 十分な準備期間を置き、研修会の実施など制度趣旨の周知に努めることが必要である。
- 特に、小規模な消防本部や一部事務組合形式による消防本部等においても円滑に新制度に移行できるよう、留意する必要がある。

### (4) その他の留意事項

#### ① 消防職員の給料表等について

- 検討会において、警察と消防との労働基本権のあり方が異なることとなった場合に、消防職員の給料表について、どのように取り扱うべきかという議論があった。
- 地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第1項において「その職務と責任に応ずるものでなければならない」とこととされており、この原則は、消防職員にも当然当てはまる。このため、消防職員の給与については、団結権が回復されることとなった場合でも、従前と同様、その職務の特性に応じて考えなければなら



ないことについて、各消防本部において留意する必要がある。

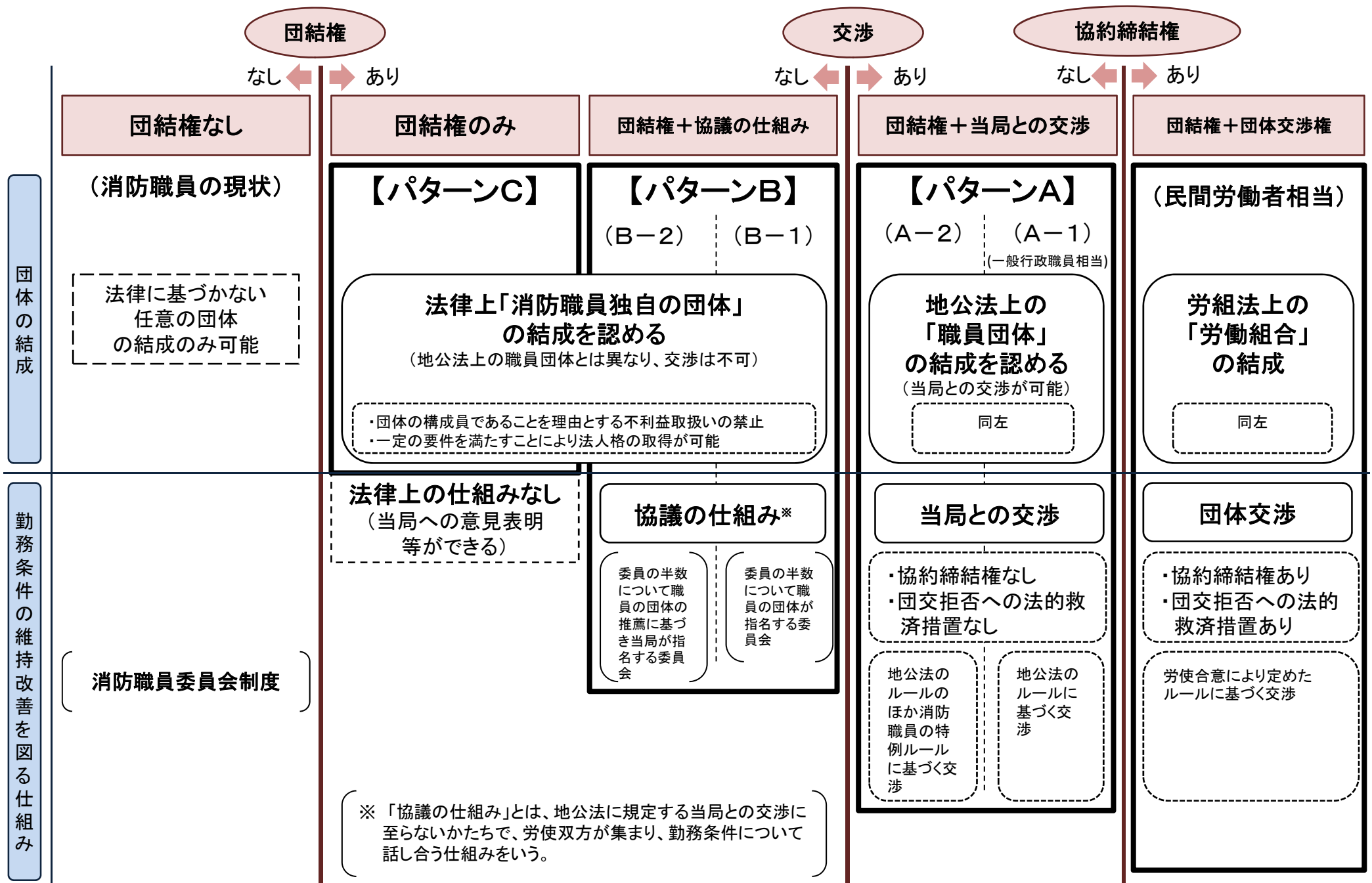
## ② 消防団との関係について

- 消防団との信頼関係の確保のために、制度の適切な運用を図るとともに、検討会でも議論のあった消防団との連携策や消防団員の待遇等のあり方についても、今後、各消防本部において留意する必要がある。

## 6 消防職員の団結権についての方向性

- 本ワーキンググループには、第7回検討会で提示された「主要な論点」に沿って考え方を整理していくことが求められており、団結権を回復することにより生じる課題・懸念や団結権を回復する場合の制度のあり方、その場合に生じ得る課題・懸念への対応策や、当局との交渉についてどう考えるのか等について検討を行ってきた。
- 3では、諸外国の状況や本土復帰前の沖縄の状況を可能な範囲で調査したが、これによる限りでは、団結権が認められていることにより、消防業務への支障があったか否かまでは確認することはできなかった。また、4では、団結権を回復する場合の制度のあり方について、具体的なパターンを整理して検討したところである。
- 4で示した各パターンには、それぞれに一長一短があるが、いずれのパターンにおいても、団結権を回復する場合に考えられる課題や懸念に対して、一定の対応策を含めた制度のあり方を提示しており、その具体化を追究していくに値するものである。
- 団結権を回復するか否かについては、今後、政府において検討の上、最終的に決定されるべきものであるが、ワーキンググループとしては、団結権を回復する場合の制度設計に資する提示はできたものとする。
- 政府における検討にあたっては、国民・住民の生命、身体及び財産を守るという日本の消防の使命を踏まえ、国民・住民に対する行政サービスの向上につながるよう、また、消防に対する国民の信頼を損なうことのないよう十分留意して、公務員制度改革の状況も踏まえた検討を行うことが求められる。
- なお、どのような制度を採用する場合であっても、国民、住民から支持されるためには、労使双方による適切な制度運用に向けた努力が不可欠である。

別添図 団結権を回復する場合の制度のあり方に関するパターン(争議権を除く。)



## 検討会における主な意見について

### 1 委員からの主な意見

#### (1) 団結権の回復の是非について

- ・ 団結権については、近代労働法制の基本的なインフラであり、いわば万人に付された基本的な人権である。その上で、公共の要請から制約される部分について理詰め検討していくべきではないか。
- ・ 昭和48年以降、ILOから消防職員に団結権を認めるべきと指摘されていることを踏まえるべきではないか。
- ・ 労使がよきパートナーとして話し合いを進めることが、消防行政に対する目的意識の共有につながるのではないか。
- ・ 団結権を認めることにより、労使が労働安全について議論する場が生まれ、それが消防職員の安全を守ることににつながるのではないか。
- ・ 職員の意見を取り入れて勤務条件を向上させるための仕組みが必要ではないか。
- ・ 消防職員の中でも、団結権のあり方はあまり課題として認識されていないのではないか。
- ・ 消防の実態としては、基本的には、隊長以下の部隊で活動しており、部隊内の信頼関係が崩れると大変なことになる。団結権が認められることで部隊活動に与える影響をしっかりと検証すべきではないか。
- ・ 団結権が認められることで、厳格な指揮命令系統が要求される職場に職員間の対抗関係を生じさせることになり、現場で迅速な判断・命令を求められる指揮者にプレッシャーがかかるのではないか。
- ・ 他国の事例でも、日本と同じように消火や救急業務を行っており、団結権を付与されているからといって、住民の生命・財産が守られていないということはないのではないか。団結権が認められることにより、国民の生命・財産を守ることに支障をきたすということは、非常に考えにくいのではないか。
- ・ 日本の消防は、警察、自衛隊及び海上保安庁と同じように、公共性の強い国民の生命・財産に直接かかわる役割を担っている。ILOからの勧告や指摘は尊重しなければならないと思うが、このような位置づけについて、やはり日本としてどうあるべきかということを、もう一度整理すべきではないか。
- ・ 民間労働者のうち争議権の行使に一定の制約がある公益事業の従事者との対比も考慮すべきではないか。団結権が認められている公益事業の職場においては、会社の目的意識や、指示がきちんと伝わっており、チームワークにも影響はないのではないか。
- ・ 緊急出動時に指揮命令系統を確保することは、住民の生命・財産を守るという観点から、また、実際に出動している消防職員の生命を守るという観点からも必ず必要である。団結権を認める場合には、緊急出動時に指揮命令系統を確保できる形をうまく仕組むことが必要ではないか。

## (2) 団結権と団体交渉との関係や団結権を回復する場合の制度のあり方等について

- ・ 本検討会の議論の対象は、団結権のみについて議論するのか、それとも団体交渉権まで含めて議論するのか。
  - 検討会の直接の対象は団結権であるが、その延長線上にある団体交渉権、協約締結権等についても議論の対象からは排除はしない（座長）。
- ・ 団結権を認めて団体交渉は認めないという制度を仮に導入することには意味はあると考えるか。
- ・ 原則として、団結権と交渉はセットであると考えますが、団結権のみで交渉を行わない制度をつくった場合であっても、職員団体と当局の間で、勤務条件について、一定の話合いが行われることはあると考えている。
- ・ そもそも、消防職員については、職務の性質上、団結権を回復することがなじまないと考えるが、団結をするのは交渉が目的なのであり、団結権と交渉はセットと考える。団結権は回復するが、当局との交渉等を行わない制度を創設した場合、話し合い等の名目で実質上の交渉が行われることが懸念される。この場合、地方公務員法に定めるルールに基づかない実質上の交渉が行われることになり、かえっておかしいことになる。
- ・ 消防職員に団結権を回復させ、結果として交渉まで行うことになる場合に生じると考えられる懸念については、それを払拭するための一定の縛りなり、特別なルールなりを考慮すればいいのではないか。
- ・ 仮に交渉を行うとするのであれば、現行地方公務員法にルールが法定されているにも関わらず、消防職員についてのみ、交渉に代わる別途の新たなルールや交渉の際のルールの特例を設けることはあまりイメージできないのではないか。
- ・ 今後の議論のために、団結権を認めない場合、純粋に団結権のみを与えた場合、団体交渉について現在の一般非現業職員と同じにする場合又は消防職員独自の団体交渉システムを作る場合などに場合分けし、それぞれの場合の課題等について検討のたたき台を示すべきではないか。
- ・ 消防職員として働いている者として、ストライキをすることは毛頭考えていない。
- ・ ストライキを視野に入れた議論になると、これは、全く別問題である。

## (3) 消防と警察との関係について

- ・ 同じ根拠条文（地方公務員第52条第5項）により団結権が認められておらず、消防と同様に公の秩序の維持を目的とする警察との関係を整理する必要があるのではないか。
- ・ 警察から消防は完全に分離し、市町村消防となった歴史的沿革や、警察は犯罪行為から、消防は火災等の自然現象から公共の秩序が乱れることを防止するという作用の点から、また、武器の携行・使用権の有無といった職員に認められた権限の点からも、消防と警察はやはり異なるのではないか。

## (4) 消防職員委員会について

- ・ 消防職員委員会の活動の実態・成果・課題などについて検証すべきではないか。
- ・ 年1回の開催では、細かい内容まで審議できず、また、職員が個人として意見を出

すことになるので、意見が出しにくい。更に、審議結果に対して消防長の実施の義務があいまいで、審議結果に拘束力がなく、消防職員委員会制度では不十分である。

- ・ 消防職員の勤務条件については、消防職員委員会に監視機能を持った第三者機関を設置すること等により改善を図ることが適当ではないか。

#### (5) 地域住民と消防団との関係等について

- ・ 団結権が認められると、住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと住民の懸念を払拭できる形を探る必要があるのではないか。
- ・ 団結権を認めることにより、住民の消防職員に対する信頼感や、職員の士気に与える影響に留意すべきではないか。
- ・ 消防職員に団結権を付与することにより、消防団へ与える影響についても考慮すべきではないか。
- ・ 消防職員に団結権が付与された場合、それとのバランスで、消防団員の待遇についても考えていくべきではないか。

#### (6) その他の留意事項について

- ・ 消防本部と一般の地方公共団体との規模の差が団体交渉や組合活動に与える影響も考慮すべきではないか
- ・ 一般の非現業の地方公務員の労使交渉の実態を踏まえた検討も必要ではないか。
- ・ 消防職員にとって職員団体に加入し組合費を支払うことがどのようなメリットを有するのかといった検討も必要ではないか。
- ・ ILO第87号条約第9条の「警察」の意義、その範囲はどのように整理されているか。
- ・ 警察と消防のバランスの中で、給与については警察との均衡を図る配慮をされてきた面があるが、警察とは異なるから団結権の付与を求めるということであれば、給与面についても一般非現業職員と同じ扱いということでのよいのか考慮すべきではないか。

## 2 関係者からのヒアリングにおける意見

### (1) 日本労働組合総連合会（連合）

- ・ 労働組合の存在が労働規律を乱したり、社会の安全・安心の阻害要因になったりすることはない。
- ・ ILO条約勧告適用専門家委員会からの指摘以降、約40年にわたり指摘を受け続けていることを深刻に受け止めるべきであり、国際社会で名誉ある地位を確立するためにも、この問題を解決する必要がある。

### (2) 全日本自治団体労働組合（自治労）

- ・ 団結権があれば、労使が対等な関係で話し合い、賃金等の勤務条件について、人事当局と職員との間で広範な共通認識を持つことが可能になるので、消防職員に団結権が与えられるよう求める。
- ・ また、労働組合があることで、管理職員が強圧的な態度を取ることが少なくなり、結果として明るく民主的な職場となり、公務能率の向上に資する。
- ・ 本土復帰（昭和47年）以前の沖縄においては、消防職員には、団結権、団体交渉権及び争議権が認められていた。

### (3) 日本自治体労働組合総連合（自治労連）

- ・ 労働基本権は万人に付されるべき基本的人権であり、消防職員について団結権が早期に認められることを求める。
- ・ 団結権があれば、裁判になるような深刻な状態になる前に、労使交渉で問題を解決することができ、様々な行政問題に関し、労使間で知恵を出し合うことができる。

### (4) 全国市長会

- ・ アンケート調査の結果、約9割弱の市区長が地域の安心・安全の点で消防職員の団結権について、課題・懸念があるとしている。
- ・ 消防職員の権利という側面だけでなく、住民の生命・財産を守ることが最優先されるべきであり、部隊内の信頼関係の確保、警察との関係、消防団との連携等の課題・懸念が考えられるところであり、極めて慎重に議論を進めるべきである。

### (5) 全国消防長会

- ・ 約85%の消防長が、団結権を付与することにより何らかの問題があるのではないかと懸念を示している。
- ・ 地域防災に貢献する住民からの理解、消防団との協力関係、指揮命令系統や部隊内でのチームワークの確保、常時災害に対応できる消防体制の確保等の諸点において懸念事項を払拭できないことから、消防職員に団結権を付与すべきではない。
- ・ 国民の安心・安全の確保を担う消防職員の勤務環境を改善するため、消防職員委員会制度の充実に努力を続ける必要がある。

#### (6) 全国町村会

- ・ 現行の消防職員委員会制度の活用と効率的な運用を図り、改善すべき点は改善していくなど、より良い制度ができないか検討することで十分足りるものとする。
- ・ 団結権の付与により、職員間の考え等の相違による不調和が生じたり、上司と部下との対抗関係をもたらし、良好な服務規律の維持が困難になると予想され、不安な面も感じざるを得ない。最終的に消防活動にプラスになるか、地域住民にもプラスになるか等の視点から考える必要がある。

#### (7) 全国知事会

- ・ 団結権の付与によりコストや一定のリスクが生じることについての住民の理解が大切であり、交渉の公開等、透明性を高めるといった課題にも対応していく必要がある。また、公務員制度改革における自律的労使関係制度の措置とも関連してくる可能性があることを踏まえて検討すべきである。
- ・ 広域的な消防体制の確保のためには、市町村消防が非常事態においても十分機能することが必要。住民・国民の理解のもと、一般非現業職員との交渉の状況も踏まえ、国内的な政策課題として検討すべき。

#### (8) (財) 日本消防協会

- ・ 団結権付与は、職員を使用者側と労働者側に分けるものであり、組合活動の状況からは、活発な交渉が予想され、組織が一体となった消防活動への影響を懸念している。消防団員と消防職員が連携し一体となった消防活動に支障をきたしてはならず、我が国の実態に即し十分慎重に検討すべきである。

#### (9) 全国消防職員協議会

- ・ 団結権が付与されることで常に職場の労使で問題を共有し、対等な関係で話し合う場が設定されることとなり、民主的な職場作りや消防サービスの向上に資すると考える。これにより災害時においても一致団結して活動にあたることができると考えている。
- ・ 消防職員委員会制度については、自由闊達な議論ができる場ではなく、審議対象外となった理由が示されないなど問題点もあり、職場の問題解決の場として不十分である。
- ・ 労使の交渉が物別れに終わったからといって、ストライキをするということは一切考えていない。

#### (10) 消防職員ネットワーク

- ・ 消防職員委員会については、労使対等の場ではないため、管理職でない一般職員の意見が反映されづらいのではないか。
- ・ これまでの検討会では、団結権の付与により指揮命令系統の乱れが生じるといった懸念が表明されているが、そのようなことはないと考えているし、労使の意思疎通が可能となり、現場のチームワークがより一層強固になると考えている。
- ・ ストライキをすることは、絶対にあり得ないと考えている。

### 3 消防本部での現地調査における消防職員の意見

#### (1) 団結権の回復の是非について

- ・ 団結権が認められれば、当局側と対等な立場で幅広く話し合いを行うことができ、職員が働きやすい職場環境を作ることに資するのではないか。
- ・ 団結権について、職務を行う上でこれまであまり意識したことはない。
- ・ 正直なところ組合に加入する者としめない者が出てきて、何かややこしいことになりそうという感じを受ける。

#### (2) 団結権の回復により生じる懸念について

- ・ 組合への加入、未加入により部隊中の関係が悪化することになれば、職員の安全管理面に影響が生じることになる。
- ・ 団結権が認められたとしても、指揮命令系統が乱れることはそれほどないのではないか。

#### (3) 消防職員委員会について

- ・ 消防職員委員会制度について、現行制度は、消防長に提出された意見に対する決定権があるが、首長に対して意見を具申できる仕組みにできないか。
- ・ 職員団体に加入する者としめない者が出てくると思うので、団結権を認めることよりも消防職員委員会制度の機能を強化する方向の方が良いのではないか。



**消防職員の団結権のあり方に関する主要な論点について（未定稿）****I 団結権を回復すべきか**

## (1) 基本的な考え方について

- 団結権については、労働者の基本的な人権であるとの立場から、検討していくべきではないか。

## (2) 団結権を回復することにより期待される効果

- 消防職員の団結権を回復することにより、次のような効果が期待できるのではないか。
  - ・ 対等な立場での労使の意思の疎通により、目的意識の共有や公務能率の向上が図られるのではないか。
  - ・ 消防職員の安全を確保することにつながるのではないか。
  - ・ 職員の士気の向上や人材確保につながるのではないか。

## (3) 団結権を回復することにより生じる課題・懸念

- 消防職員の団結権を回復することにより、次のような課題・懸念が生じるのではないか。
  - ・ 職員間の対抗関係を生じさせることになり、指揮命令系統や、部隊内の信頼関係に影響を与えるのではないか。
  - ・ 住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかと  
いう観点から、地域住民との信頼関係に影響を与えるのではないか。
  - ・ 消防職員が自らの権利を主張することにより、消防団との連携や信頼関係に影響を与えるのではないか。

## (4) 消防職員の団結権を回復する場合に整理すべき事項

- 労働基本権について、警察職員と異なる取扱いをする理由は何か。  
(日本の消防が「警察」に含まれるとするこれまでの政府の見解との整理)

## Ⅱ 消防職員の団結権を回復する場合のあり方

### (1) 団結権を回復する場合のあり方

- 団結権を回復する場合、以下のようなケースが考えられるが、どのような制度とすべきか。
  - ・ 団結権を回復し、一般非現業職員と同様、当局との交渉を行う。
  - ・ 団結権を回復し、消防職員独自の仕組み（労使協議等）を構築する。
  - ・ 団結権を回復し、当局との交渉や労使協議等を行わない。
- 団結権を回復する場合、消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきか。

### (2) 団結権を回復する場合、当局との交渉についてはどのように考えるべきか。

- 団結権の回復について検討する場合に、当局との交渉についてどう考えるかという点について併せて検討する必要があるのではないか。
- 法制的な観点や国際的な観点からも検討する必要があるのではないか。
- Iで検討した効果や課題・懸念について、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるか。
- 仮に団結権を回復し、当局との交渉を行う場合に課題・懸念が生じるとすれば、これに対してどのような対応策が考えられるか。

## Ⅲ 制度改正を行う場合の留意点

### (1) 消防職員委員会制度について

- 消防職員委員会制度をどのように取り扱うべきか。

### (2) 公務員制度改革との整合性

- 公務員制度改革の中で、協約締結権や争議権について検討される場合には、消防職員の特性について勘案する必要があるのではないか。

### (3) 円滑な制度の実施について

- 制度の実施に向けた準備期間をどう考えるのか。
- 一部事務組合や小規模な消防本部が存在することについても留意するべきではないか。

## 消防職員の団結権問題に関するこれまでの議論の経緯

### 1 消防職員を中心とした公務員の労働基本権に関する法制的沿革

#### 昭和21年3月 旧労働組合法(昭和20年法律第51号)の施行

- 原則として公務員を含む全労働者に団結権、団体交渉権(協約締結権を含む。)及び争議権が認められた。
- 消防職員の団結権は認められず。

#### 昭和21年10月 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)の施行

- 消防職員を含む非現業の国家公務員、地方公務員について争議行為を禁止。

#### 昭和22年11月 国家公務員法(昭和22年法律第120号)の施行

- 公務員の労働基本権の制限規定は定められず、引き続き旧労働組合法及び労働関係調整法を適用。

#### 昭和23年12月 国家公務員法の一部改正(昭和23年法律第222号)の施行

- 非現業の国家公務員について、協約締結権を否定。
- 国家公務員である消防職員(国家消防庁職員)についての団結権禁止の規定(旧労働組合法から国家公務員法第98条第4項に継承)。
- 地方公務員である消防職員の団結権は、引き続き旧労働組合法により認められず。

#### 昭和26年2月 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の施行

- 地方公務員である消防職員の団結権の禁止の規定(労働組合法から地方公務員法第52条第4項(現同条第5項に相当)に継承)。

#### 昭和41年6月 ILO87号条約批准に伴う国家公務員法の一部改正 (昭和40年法律第69号)の施行

- 国家公務員法における消防職員(国の消防庁の職員)の団結禁止規定を廃止。  
(消防庁の職員が消防制度の企画立案等消防に関する行政事務を扱うのみで、実際の消防活動に携わることはないことによる。)

(参考)

旧労働組合法第4条第1項 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

## 2 ILO等におけるこれまでの議論の経緯等(その1)

- ILO87号条約:「消防は警察に含まれる」とのILO見解に基づき、我が国は昭和40年に批准
- 昭和48年以降、ILOは日本政府に対し、消防職員に団結権が認められるよう適切な措置をとるべきとの見解
- 消防職員委員会制度(平成8年創設・平成17年に改善)について、ILOは一定の評価

### ILOの対応

### 日本政府の対応

#### 1 ILO87号条約批准までの経緯

S23.7	ILO87号条約 採択
S36.6	結社の自由委員会 第54次報告 ○日本の消防職員については「警察及び警察と同視すべき若干の職務」とみなす旨の見解

S33.9	労働問題懇談会(労働大臣の諮問機関)の条約小委員会報告 ○我が国における消防の作用は、その歴史的な経緯、現行の法制からみて87号条約にいう警察に包含されるものとの見解
S40.5	ILO87号条約を批准

#### 2 条約勧告適用専門家委員会等の見解

S48.3	条約勧告適用専門家委員会 ○「消防職員の職務が軍隊及び警察に関する本条約第9条に基づいてこの種の労働者を除外することを正当化するような性質のものであるとは考えない」 ○「政府がこの種の労働者についても団結権が認められるよう適切な措置をとることを希望する」との意見 (以降、同様の意見(※1))
-------	---

S48.9	第3次公務員制度審議会(総理府設置)答申 ○「消防職員の団結禁止については、従来の経緯にも鑑み、当面、現行制度によるものとし、今後のILOの審議状況に留意しつつ、更に検討する」
S54~H2	公務員問題連絡会議(S48設置)において、関係団体等から意見聴取

#### 3 消防職員委員会制度の導入

H7.6	第82回基準適用委員会 ○消防職員委員会制度の創設を「満足をもって歓迎」する旨の報告書を採用
------	---

H2~	自治省と自治労との定期協議において消防職員の団結権問題を協議
H7.6	自治大臣・自治労委員長会見 ○消防職員委員会制度の創設を合意
H8.10	消防職員委員会制度の創設(消防組織法の改正)

## 2 ILO等におけるこれまでの議論の経緯等(その2)

### ILOの対応

### 日本政府の対応

#### 4 (公務員制度改革と関連した)消防職員の団結権問題の再提起と消防職員委員会制度の改善

H13.6	第89回基準適用委員会
	○「団結権を保障するための措置をとるよう希望」との報告書採択
H14.11	結社の自由委員会 第329次報告
	○消防職員への団結権の付与、公務員制度改革について「全ての関係者と十分、率直かつ有意義な協議が速やかに行われるよう強く勧告」 (以後、同様の報告(※2))



H16.10	総務大臣・自治労委員長会見
	○消防職員委員会懇談会の設置を合意
H17.3	消防職員委員会懇談会
	○意見取りまとめ者の設置などの改善事項について合意



H18.3	結社の自由委員会 第340次報告
	○政府が公務員制度改革の機会に消防職員が団結権を享受することを確保するよう勧告 ○消防職員委員会について制度の改善を「興味をもって歓迎する」旨の中間報告
H20.6	第97回基準適用委員会
	○「消防職員が関連する協議及び交渉に参加することができるよう、消防職員の団体を事実上認知する方向を促す旨の報告書採択

H19.10	行政改革推進本部専門調査会報告書
	○消防職員に対する団結権の付与については、意見が分かれたとして両論併記

(参考)ILO87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)

第2条 労働者及び使用者は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその他団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

第9条第1項 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。

## **(※1) 条約勧告適用専門家委員会からの意見について**

### **○ 昭和52年 条約勧告専門家委員会 日本政府へ意見**

日本の消防職員の任務はいくつかの点で特殊性を有するが、それらは、（軍隊及び警察に関する）本条約第9条の規定に基づく、これらの職員の組合を結成する権利の否認を正当化するものであるとは思われていないこと・・・（略）・・・を想起したい。

### **○ 平成元年 条約勧告専門家委員会 日本政府へ意見**

委員会は、この種の労働者の職務（注：消防職員）は本条約第9条に基づき、団結権から除外することを正当化するような性質のものであるとは考えていないということを想起する必要がある。・・・（略）・・・  
委員会は、消防職員の団結権の問題が国内において解決されるよう、関係者間の討議が委員会によって述べられた諸原則、諸考察を基礎として引き続き行われ得ることを希望する。

### **○ 平成5年 条約勧告専門家委員会 日本政府へ意見**

委員会は、これらの今後の協議が、数年間にわたり委員会が示してきた見解、即ち消防職員が団結権から除外することを正当化するような性質のものではなく、軍隊と警察以外のいかなる種類の労働者の団結権をも否認することは、条約と適合しないであろうという見解を考慮することを期待している。

## **(※2) 結社の自由委員会の報告について**

### **○ 平成15年 結社の自由委員会第331次報告**

委員会は、再度、関係者に、公務員制度改革及び日本が批准した第87号条約及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則に調和する法律改正について速やかに合意に達することを目的として努力するよう強く求めるとともに、この点に関して情報提供し続けるよう強く求める。協議は、特に次の論点を扱うべきである。

(i) 消防職員及び監獄において勤務する職員への団結権の付与

### **○ 平成18年 結社の自由委員会第340次報告**

委員会は、関係者による対話が構築されたことに興味を持って留意しつつ、関係者に、公務員制度改革及び日本が批准した第87号条約及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則に調和する法律改正について、速やかに合意に達することを目的として現在継続中の努力を続けるよう強く促す。協議は、特に次の論点を扱うべきである。

(ii) 消防職員及び監獄職員への団結権の付与

### **○ 平成20年 結社の自由委員会第350次報告**

（委員会は、）国会において最終的に法案が可決された後に、日本が批准した第87号及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則を実施するために必要な措置に効果的かつ遅滞なく取り組むことを目的とした、十分な社会的対話に必要なメカニズムの促進のための、適切な手段が取られることを期待する。その際には特に次の論点が扱われるべきである。

(ii) 消防職員及び監獄において勤務する職員への団結権の付与

### **○ 平成21年 結社の自由委員会第354次報告**

委員会は、日本が批准した第87号及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則を実施するために必要な措置に効果的かつ遅滞なく取り組むことを目的とした、十分な社会的対話の促進を確保するための手段を引き続きとるよう要請した、政府に対する前回の勧告を繰り返し述べる。

(ii) 消防職員及び監獄において勤務する職員への団結権の付与

### **○ 平成22年 結社の自由委員会第357次報告**

委員会は、特に「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の策定及び総務省に設立された「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」に関して、社会対話の精神の継続の中で、また、進行中の改革プロセスの文脈の中で行われてきた制度化された三者協議に興味を持って歓迎し、また、今後も引き続き行われるであろうと信頼する。委員会は、日本が批准した第87号及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則を実施するために必要な措置に効果的かつ遅滞なく取り組むことを目的とした、特に以下の点に関する十分な社会的対話の促進を確保するための手段を引き続きとるよう要請した、政府に対する前回の勧告を再度強調して繰り返し述べる。

(ii) 消防職員及び刑事施設職員への団結権の付与

## 諸外国の消防行政の概要及び職業的消防職員の 労働基本権の状況等に関する調査概要

### 1 調査対象国: 21 カ国 22 地域 (アメリカは、国内 2 州に調査依頼)

ベルギー、フランス、ドイツ、イギリス、オランダ、ノルウェー、スイス、スウェーデン、イタリア、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、オーストラリア (ビクトリア州)、アメリカ (ニューヨーク州、カリフォルニア州)、カナダ (オンタリオ州)、メキシコ (メキシコ市)、ブラジル、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、タイ

### 2 調査手法

- 依頼先  
外務省国際協力局を通じ各国の在外公館へ調査訓令を发出
- 調査期間  
2 ヶ月程度 (平成 22 年 1 月下旬～ 3 月下旬)

### 3 調査内容

- ・ 消防行政を所管する組織、消防事務を実施する組織
- ・ 消防機関が実施している任務  
(消火活動、救急搬送、救助活動等)
- ・ 消防職員に認められる権限
- ・ 職業的消防職員とボランティア消防職員の状況
- ・ 職業的消防職員の労働基本権の状況
- ・ 職業的消防職員の給与決定方式
- ・ 職業的消防職員のストライキ事例 等





		ベルギー	フランス	ドイツ
消防行政を所管する組織		連邦政府内務省市民安全庁	内務・海外領土・地方自治体省市民安全局	各州政府（内務省）
消防事務を実施する機関		消防局	県消防局 （ただし、パリ周辺、マルセイユ市は軍隊が消防活動を担っている。）	市町村 （常備消防隊又は義勇消防隊）
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	県レベル	市町村レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	○	○ 医療的措置が必要なものは、SAMUが担当	○ 州により異なる。その概要としては、北部では、消防機関が実施しているが、南部では、赤十字等が実施している。
	救助活動	○	○	○
	災害、水害への対応	○	○	○
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○ 火災予防の観点から消防局が関与することもありうるが、労働関係や運輸関係などの各行政機関も関与する可能性あり。	○	○ 大都市は実施、その他は州政府が実施 連邦政府又は州政府が実施
武力攻撃事態における避難誘導	○ 連邦レベル及び市町村レベルで警察が実施	○ 警察及び憲兵が実施	○ 消防、警察等が実施	
国際救助支援	○	○ 回答なし	○ 連邦政府が実施	
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○ 警察又は憲兵の立ち会いの下認められている。	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	×	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	×	○ 警察又は憲兵の立ち会いの下認められている。	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：約5,000人 ボランティア職員：約12,000人	職業的職員：39,226人 （この他パリ消防軍職員：約7,500人 マルセイユ消防軍職員：約2,500人） ボランティア職員：197,835人	職業的職員：約35,000人 ボランティア職員：約1,200,000人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		同一の機関で勤務している。	基本的には同一の機関で勤務している。 ただし、農村部の小規模コミュニティにおいては、ボランティア消防職員のみで活動するところもある。	同一の機関で勤務している。
労働的消防職員の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	○	×	×
	争議権	○	○ 行政的争議（文書作成等）は認められているが、消防に関する争議は認められていない。 従って、争議が行われても消防活動は保証される。	×
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他 （ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		（ハ）各市町村は独自に給与水準を決めることができるが、全国的な上限及び下限も定められている。	（ロ）	（ロ）
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		職業的消防職員には、最低限の職務遂行が義務付けられている。	職業的消防職員には、消防に関する争議は認められず、活動義務が課されている。	—
職業的消防職員のストライキ事例		発生事例あり （この間の緊急出動は適切に実施された。）	把握事例なし	把握事例なし

（注）資料中、斜体になっている部分は、海外消防情報シリーズ等既存の資料から収集した情報である。

		イギリス	オランダ	ノルウェー
消防行政を所管する組織		地域社会・自治省消防防災局	内務・王国政務省	司法・警察省
消防事務を実施する機関		消防本部	市町村 (消防局)	地方自治体 (消防局)
その機関が所属する政府のレベル		原則として、二層性の地域では、県又は大都市消防組合が消防本部を設置、一層性の地域では、一部事務組合等で実施している。	市町村レベル	市町村レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	NHS (国民健康サービス) が実施	○	地域保健機構が実施
	救助活動	○	○	○
	災害、水害への対応	○	○	○
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○	○	○
	武力攻撃事態における避難誘導 国際救助支援	内務省が実施 ○	防衛省が実施 外務省が実施	警察が実施 × (実施主体は不明)
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	×	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	×	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 : 51,722人 (常勤職員と非常勤職員の区別有り) ボランティア職員 : 存在しない	職業的職員 : 約5,500人 ボランティア職員 : 約21,400人	職業的職員 : 約12,500人 (うち常勤 : 約3,500人) (うち非常勤 : 約9,000人) ボランティア職員 : 存在しない
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		—	同一の消防機関で勤務している。	非常勤の職業的消防職員は、地方部に存在する。
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要 (他の一般公務員との比較)	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	○	○	○
	争議権	○	○ ただし、裁判官が争議権の行使を認めた場合に限り。	○
職業的消防職員の給与決定方式 (イ) 当局との労働協約により決定 (ロ) 法律その他の規範により決定 (ハ) その他 (ニ) の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		(イ)	(イ)	(イ)
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	裁判官が認めた場合に限り、争議権を行使できる。	ストライキ時の職業的消防職員に職場復帰を命じる法律上の規定が存在する。
職業的消防職員のストライキ事例		2002年に職業的消防職員の全国的なストライキが発生 (この際には、軍隊、非常勤消防職員、ストライキに参加しなかった職業的消防職員により消防活動が実施された。)	発生事例あり (ストライキの際は、軍隊等の機関が消防事務を実施した。)	発生事例あり (詳細は不明)

		スイス	スウェーデン	ギリシャ
消防行政を所管する組織		州政府	国防省	市民擁護省消防局
消防事務を実施する機関		地方自治体 (消防局)	消防救助隊	市民擁護省消防局
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	市町村レベル	国レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	原則として病院が救急搬送業務を実施(ただし大都市で消防が実施する場合あり)	医療を所管する県レベルで実施	保健省所管の救急センターが実施
	救助活動	○	○(ただし、自治体の能力を超える場合には、国レベルで対応)	○
	災害、水害への対応 予防行政	○ 市民保護当局や軍隊と共同で実施 州の関係当局が実施	○ ○	○ 都市部は、消防局が実施 山林地帯は、経済省が実施
	危険物の保安 武力攻撃事態における避難誘導 国際救助支援	州の関係当局が実施 警察又は軍隊が実施 人道支援ユニット及び救助チェーンが実施	○ ○ ○ 国の民間防衛庁が実施	○ ○ ○ 軍隊又は地方自治体を実施
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○	×
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	国家公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 : 1,169人 ボランティア職員 : 104,695人	職業的職員 : 約5,100人 臨時職員 : 約10,700人 ボランティア職員 : 5,000人以下	職業的職員 : 9,000人 ボランティア職員 : 2,500人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		大都市、空港、化学工業所に14の職業的消防職員の組織がある。他方で、1604のボランティア消防職員の組織がある。	職業的職員は主要な都市部のみに、ボランティア職員は地方部に配置されている。なお、臨時職員は、全国的に配置されている。	同一の消防機関で勤務している。
職業的消防職員の状況	概要(他の一般公務員との比較)	職業的消防職員は、協約締結権及び争議権が認められていない。 一般公務員については、協約締結権及び争議権も認められている。	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	職業的消防職員について協約締結権及び争議権は認められていない。 一般公務員については、協約締結権及び争議権も認められている。
	団結権 団体交渉権	○ ○	○ ○	○ 行政当局への要望の提出や要望実現のためのデモ行進は、認められている。
	協約締結権 争議権	×	○ ○	×
職業的消防職員の給与決定方式		(ロ)	(イ)	(ロ)
(イ) 当局との労働協約により決定 (ロ) 法律その他の規範により決定 (ハ) その他				政府が作成した給与表が予算案に盛り込まれ、国会の議決を経て決定される。
(ロ)の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		通常、労働組合の団体は、法律制定に先立ち協議に参加する権利を有している。	—	行われていない。
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	労使の基本合意の中で、職員団体の行動が害をなさないかどうか決定する特別委員会について規定されており、特別委員会は、職員団体の行為の是非を決定する。 (特別委員会は労使双方から各3名、独立の立場で3名の計9名で構成)	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	1988年ストックホルムでストライキが発生(その間の緊急出動は適切に実施された。)	把握事例なし

		ハンガリー	ポーランド	豪（ビクトリア州）
消防行政を所管する組織		地方自治省国家防災総局	内務・行政省国家消防庁	州緊急サービス支援・政策局
消防事務を実施する機関		公営消防団	県消防本部	大都市消防局及び地方消防局
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	県レベル	回答なし
消防機関の実施任務	消火活動	○	○	○
	救急搬送	国立救急サービス会社、民間サービス会社が実施	医療サービスが実施	ビクトリア州救急が実施
	救助活動	○	○	消防機関のほか州緊急サービス、州警察等が実施
	災害、水害への対応	○	○	消防機関のほか州緊急サービス、州警察等が実施
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○	○	○
武力攻撃事態における避難誘導	地方セキュリティ委員会（市長、警察、市民警護団体、消防団等の代表者により構成）が実施	○	○	
国際救助支援	○	○	○	
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	×
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○	×
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 : 9,032人 ボランティア職員 : 1,426人	職業的職員 : 30,071人 ボランティア職員 : 695,758人	職業的職員 : 2,226人 ボランティア職員 : 58,943人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		異なる活動地域において消防・救助活動を実施	職業消防職員は、消防救助隊において活動する。 ボランティア消防職員は、ボランティア消防サービス隊において活動する。	職業的消防職員は、主に都市部に配置され、ボランティア消防職員は、主に地方部に配置される。
職 労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	職業的消防職員について協約締結権及び争議権は認められていない。 一般公務員については、協約締結権は認められているが、争議権は認められていない。	職業的消防職員は、一般公務員と異なり、争議権を有しない。	労働基本権の状況は、一般公務員と同様
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	×	○	○
	争議権	×	×	○
職業的消防職員の給与決定方式		（ロ） ただし、一般の公務員は協約により給与が決定される。	（ロ）	（イ）
（イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他 （ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		行われていない。	行われていない。	—
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	—	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	把握事例なし	把握事例なし

		米（カリフォルニア州）	米（ニューヨーク州）	カナダ（オンタリオ州）
消防行政を所管する組織		州森林管理・防火局	州消防部	州地域安全・矯正サービス省
消防事務を実施する機関		消防局又は消防区	消防局又は消防区	市町村（消防局）
その機関が所属する政府のレベル		市町村レベル	市町村レベル	市町村レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○ なお、州政府森林管理・防火局も林野火災等の場合には、消防活動を実施	○ なお、州消防部も林野火災等の場合には、消防活動を実施	○
	救急搬送	○	○	救急サービスが実施
	救助活動	○	○	○
	災害、水害への対応	○ 広域にわたる場合には、州森林管理・防火局も実施	○ 水害を除く。	○
	予防行政	○	○	○
	危険物の保安	○ 石油タンク規制は、州環境保護庁が実施	○	州基準安全局が実施
武力攻撃事態における避難誘導 国際救助支援		主として、連邦緊急事態管理庁が実施	消防、軍隊、警察等が実施	警察が実施
		主として、軍隊、連邦保健福祉省、連邦緊急事態管理庁等が実施	連邦から自治体まであらゆるレベルの機関が関与	連邦政府が実施
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○ 現場司令官の判断により実施	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 : 40,908人 ボランティア職員 : 19,224人 (うち有償臨時職員 : 7,205人)	職業的職員 : 7,051人 ボランティア職員 : 81,251人 (うち有償臨時職員 : 329人)	常勤職員 : 約10,930人 非常勤職員 : 約220人 ボランティア職員 : 約19,150人
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		カリフォルニア州833消防機関では、同一の消防機関で勤務している。サンフランシスコ、ロサンゼルス等の主要都市の消防機関では、全て職業的消防職員から構成されている。	ニューヨーク州1,607消防機関では、同一の消防機関で勤務している。	州内468消防機関のうち 常勤職員のみで構成 : 31 常勤職員とボランティア職員で構成 : 168 ボランティア職員のみで構成 : 269
労働基本権の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	職業的消防職員は、一般公務員と異なり、争議権を有しない。
	団結権	○	○	○
	団体交渉権	○	○	○
	協約締結権	○	○	○
	争議権	×	×	×
職業的消防職員の給与決定方式		(イ)	(イ)	(イ)
(イ) 当局との労働協約により決定				
(ロ) 法律その他の規範により決定				
(ハ) その他				
(ニ) の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		—	—	—
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	—	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	1973年に約6時間にわたりニューヨーク市の職業的消防職員約10,900人がストライキを実施	把握事例なし

		メキシコ（メキシコ市）	ブラジル
消防行政を所管する組織		市消防局 （地域によっては州消防局の場合もある。）	各州 （首都であるブラジリアについては連邦区）
消防事務を実施する機関 その機関が所属する政府のレベル		消防局 市町村レベル （地域によっては州レベルの場合もある。）	消防団 州レベル
消防機関の実施任務	消火活動	○	○
	救急搬送	赤十字や一般病院等の民間団体が実施	○
	救助活動	○	○
	災害、水害への対応	○	○
	予防行政	○	○
	危険物の保安	○	○
	武力攻撃事態における避難誘導	○	○
国際救助支援	○	○	
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○	○
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 : 1,550人 ボランティア職員 : 存在しない	職業的職員 : 約50,000人 ボランティア職員 : 存在しない
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		—	—
職業的消防職員の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	軍人たる職業的消防職員には労働基本権が認められていない。 一般公務員には争議権まで認められている。
	団結権	○	×
	団体交渉権	○	×
	協約締結権	○	×
	争議権	○	×
給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他 （ニ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		（ロ）  行われている。	（ロ）  労働組合が存在しないため回答不可
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		—	—
職業的消防職員のストライキ事例		2003年2月に20日間のストライキが実施 （その間の緊急出動は適切に実施された。）	把握事例なし

		インド	インドネシア	韓国(※)
消防行政を所管する組織		内務省	内務省	消防防災庁消防政策局
消防事務を実施する機関 その機関が所属する政府のレベル		消防本部 州レベル	消防部門 州政府のもとに位置する地方自治体レベル	消防本部 広域自治団体レベル（日本の県に相当する道とソウル特別市等の広域市の計16団体）
消防機関の実施任務	消火活動 救急搬送	○ 州により異なる。（デリーの場合は、中央事故外傷サービスが実施）	○ 健康関連機関が実施	○ ○
	救助活動 災害、水害への対応	○ ○	主に大都市の消防機関は実施 ○ この他ジャカルタ特別州災害防止機関が実施	○ ○
	予防行政 危険物の保安	○ 化学・肥料省、石油・天然ガス省の所管	○ ○	○ ○
	武力攻撃事態における避難誘導	○ 警察や軍の指示の下で支援を行う場合あり	○ 軍隊及び警察が実施	○ ○
	国際救助支援	○	○ 国家救助機関と地方救助機関が実施	○ ○
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限 消火活動中の近隣建物を破壊する権限 道路を優先的に通行する権限 特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
国家公務員・地方公務員の別		地方公務員	地方公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員：約125,000人 ボランティア職員：存在しない	職業的職員：回答なし （ジャカルタ特別市では、2001年現在で、2,433人との統計がある。） ボランティア職員：回答なし	職業的職員：回答なし （2001年現在で、23,153人との統計がある。） ボランティア職員：存在しない
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		消防専門のボランティア職員は存在しないが、民間防衛ボランティアというコミュニティの一部の組織が消防本部の消防活動の支援を行うことはある。	職業的消防職員とボランティア消防職員は、消防機関によって、一つの消防機関で勤務しているところもあれば、異なる組織で勤務していることもある。（地域差については不明。）	—
職業的消防職員の状況	概要（他の一般公務員との比較）	労働基本権の状況は、一般公務員と同様。	一般公務員も団結権は認められている。	職業的消防職員については、労働基本権が認められていない。 一般公務員については、団結権及び団体交渉権が認められている。
	団結権	○	○ 職業的消防職員を含む一般の公務員には団結権が認められているものの、労働組合を結成していない。	×
	団体交渉権	○	回答なし	×
	協約締結権	○	回答なし	×
	争議権	○	回答なし	×
職業的消防職員の給与決定方式 （イ）当局との労働協約により決定 （ロ）法律その他の規範により決定 （ハ）その他		（イ）	（ロ）	（ロ）
（ロ）の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		—	労働組合が存在しないため回答不可	労働組合が存在しないため回答不可
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		公共サービスの争議権を制限する基本サービス法により職業的消防職員の争議権を制限することができる。	—	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	把握事例なし	把握事例なし

※ 韓国は、ILO87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）を批准していない。

		マレーシア	タイ(※)
消防行政を所管する組織		住宅・地方自治省	内務省
消防事務を実施する機関		消防救助局	首都であるバンコクはバンコク都消防局、 その他は、郡の下にある行政区が実施
その機関が所属する政府のレベル		連邦政府(国)レベル	首都であるバンコクは県と同列の都レベル、 その他は、行政区レベル (タイの地方制度は、県、郡、行政区、村 という系統になっている。)
消防機関の実施任務	消火活動 救急搬送	○ 連邦政府(国)レベルの各病院が実施	○ バンコク都においては、都医療局が、その 他の保健省が救急業務の指示等を実施(救 急車は各病院に配置)
	救助活動	○	○
	災害、水害への対応	○	○
	予防行政	○	○ ホテル検査は消防局、その他は公共事業局 が実施。(バンコク都の場合)
	危険物の保安	○	○ 国のエネルギー省が実施
	武力攻撃事態における避難誘導	○ 連邦政府レベルの軍及び警察が実施	○
国際救助支援	○	○	
消防職員の権限	他人の建物や土地への立ち入りを行う権限	○	○
	消火活動中の近隣建物を破壊する権限	○	○
	道路を優先的に通行する権限	○	○
	特定の区域への一般人の立ち入りを制限する権限	×	○
国家公務員・地方公務員の別		国家公務員	地方公務員
職業的消防職員とボランティア消防職員の数		職業的職員 : 約13,000人 ボランティア職員 : 約13,700人	職業的職員 : 約2,000人 ボランティア職員 : 約1,000人 (共に首都であるバンコク) (ボランティア職員については1992年現在、タイ 全土で約21万人存在するとの統計がある。)
職業的消防職員とボランティア消防職員の関係		ボランティア消防職員は、職業的消防職員が勤務する消防機関とは、別に自主的に運営する組織に勤務しており、職業的消防職員が勤務する消防機関の補助を受けて業務に当たっている。	別々の機関で勤務している。 一般的には、ボランティア消防職員は、消火活動の支援のみならず警察の業務等も支援している。
職業的消防職員の労働基本権の状況	概要(他の一般公務員との比較)	労働基本権の状況は、一般公務員と同様	職業的消防職員が所属する類型の一般の公務員にも労働基本権は認められていない。
	団結権	○	×
	団体交渉権	○	×
	協約締結権	○	×
	争議権	○	×
職業的消防職員の給与決定方式 (イ) 当局との労働協約により決定 (ロ) 法律その他の規範により決定 (ハ) その他 (ニ) の場合、法律等を作成する際に労働組合と当局との合意は行われているか。		(イ)	(ロ)
職業的消防職員について緊急時対応などを理由に労働基本権を制約する制度の有無		緊急時の出動の際には、労働基本権の行使が制約されることが、制度として認められている。	—
職業的消防職員のストライキ事例		把握事例なし	把握事例なし

※ タイは、ILO87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約)を批准していない。